



## 眼科専門医

眼科専門医という資格についての話です。これは日本眼科学会が主導で、眼科医としての専門的な資格を認定する仕組みです。医師免許を取得した後、2年の研修期間を終え、自分の専門科を専攻するために研修施設に所属します。4年間研鑽を積み、幅広く様々な症例を経験しながら、眼科医として必要な知識を習得し、専門医試験を受験し、合格すると眼科専門医を名乗ることができます。眼科医として働くにあたり特別な資格というよりは、**眼科医として基本レベル**を有しているといったものです。

この専門医制度は、**5年に一度更新**が必要で、更新するために最新の知識や知見など、常に向上心を持ちながら、臨床経験を積んでいきます。

院長の場合は、「眼炎症疾患」がさらに専門分野であり、現在も日大板橋病院で毎週専門外来を続けております。

もともと、眼科学会はしっかりとした専門医制度を作り上げてきましたが、現在は厚労省主導での専門医機構がすべての科の専門医制度を管轄しております。これも、安心安全な医療を届けるために専門医制度をより、公平で客観的な仕組みにして、それが国民一人一人に還元されるためのものと理解しております。

## 眼鏡作製技能士

眼鏡作製技能士という国家検定資格があります。お客様の視力やライフスタイルにあったメガネを提案し、フレーム選びからレンズ加工、フィッティングまでを担当します。メガネの選定や調整、ケア方法など幅広いスキルが求められる仕事です。**眼鏡作製のエキスパート**ということになります。眼鏡店で働く人が全員持っている資格ではありません。利用するお店でこの資格を持った方がどの程度働いているかは、そのお店の実力を示す一つの指標だと言えます。

